

健康たかつき21ネットワーク規約

(目的)

第1条 健康たかつき21ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、「健康たかつき21」に基づき、健康づくり及び食育推進に関係する団体等の協働・連携を通じて、市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、総合的かつ計画的な取組を展開することを目的とする。

(会員)

第2条 ネットワークの会員（以下「会員」という。）は、前条に規定する目的に賛同し、互いに協働しながら、自らその実現に向けた取組を実施しようとする団体等とする。

2 会員の資格については、別途内規により定める。

(取組内容)

第3条 ネットワークは、第1条の目的を達成するために、「健康たかつき21」に関する次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 市民の健康づくり及び食育推進を支援する環境づくりに関すること
- (2) 市民の健康づくり及び食育推進を支援する関係機関の連携及び連絡・調整に関すること
- (3) 健康づくり及び食育推進に関する情報提供及び知識の普及啓発に関すること
- (4) 市民への普及啓発の機会として健康・食育フェア等への参加
- (5) ネットワークを充実させるための活動報告会等の開催
- (6) その他「健康たかつき21」の推進に関すること

(役員)

第4条 ネットワークに次の役員をおく。

- (1) 議長 1名 ネットワークを代表し、会務を総理する。
 - (2) 副議長 1名 議長を補佐し、議長に事故あるときは職務を代行する。
 - (3) 幹事 若干名 ネットワークの中核として円滑な推進に努める。
- 2 議長、副議長、幹事で幹事会を構成する。
 - 3 役員任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。
 - 4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第5条 議長及び副議長は、構成団体の互選による。

2 幹事は、議長の指名により選出する。

(運 営)

第6条 ネットワークの運営は、幹事会を開催して決定する。

2 幹事会は、議長が招集し主宰する。

3 議長は、必要があるときは、幹事会に役員以外の関係者の出席を求め、資料の提出及び意見を聴取することができる。

4 必要に応じ、ネットワークの活動報告会を開催し、事業推進の確認を行う。

5 規約の改正等決議を要する事項は、会員の2分の1以上の賛同でこれを決する。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局を健康づくり推進課におく。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、健康たかつき21推進ネットワーク会議規約及び高槻市食楽ネットワーク会議規約は廃止する。

健康たかつき21ネットワーク内規

(会員資格)

第1条 健康たかつき21ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会員（以下「会員」という。）は、健康たかつき21ネットワーク規約（以下「規約」という。）第2条に定める団体等とする。

(加入及び脱退)

第2条 ネットワークへの加入を希望する者は、次の各号の手続きを経るものとする。

(1) 会員からの推薦がある場合

ア 推薦をしようとする会員は、その旨を議長あてに通知する。

イ 議長は、上記の推薦があった旨を会員に通知し、加入の承認にあたっては、幹事会に諮るものとする。

(2) 団体等が自ら加入を希望する場合

ア 加入を希望する団体は、次の条件のうちいずれかに該当する場合は、その旨を議長あてに文書により通知することができる。

(ア) 継続的な健康づくり活動又は食育活動の実績があること

(イ) 市との協働や協賛、後援等による事業実績があること

イ 議長は、上記の希望があった旨を会員に通知し、加入の承認にあたっては、幹事会に諮るものとする。

ウ 加入が承認された団体等は、オブザーバーとして規約第3条に定める活動を一定期間（おおむね1年間）参加した後、当該活動実績を踏まえ、会員として加入することができる。

2 ネットワークからの脱退を希望する会員は、その旨を議長あてに通知し、議長は、当該会員の脱退を各会員に報告する。

(幹事会の開催)

第3条 幹事会は、会議を開催するか又は書面による稟議とする。

2 会議又は書面による稟議は、役員全員の賛同をもって決議とする。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から実施する。

2 この内規の施行に伴い、健康たかつき21推進ネットワーク会議内規及び高槻市食楽ネットワーク会議内規は廃止する。